

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県聴覚障害者福祉センター	所在地	高松市太田上町405番地1
設置目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者情報提供施設）として、聴覚障害者用の録画物を作成し、聴覚障害者の利用に供するとともに、相談に応じる等の事業を実施し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。		
規模	鉄筋コンクリート造3階建 692.23㎡	設置年月日	平成6年4月

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	(公社) 香川県聴覚障害者協会	指定期間	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
委託業務の内容	1 施設の維持管理に関すること 2 聴覚障害者福祉センターの設置目的に関すること (1) 字幕（手話）入りビデオカセット等の制作・貸出 (2) 聴覚障害者に対する情報提供等を行うこと (3) 各種委託事業を実施すること 3 その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	平成28年度 28,496千円 平成29年度 28,829千円 平成30年度 29,509千円 令和元年度 29,954千円 令和2年度 29,913千円
導入効果	1 利用促進に向けた取組み センターだより（年4回）やホームページでの広報のほか、協会発行の「ろうあ新聞」（毎月）での情報提供が有効に実施され利用促進が図られている。 2 新規事業の提供 平成25年度からの市町受託事業である手話奉仕員養成事業を継続実施するほか、県内各学校等を対象とした講師派遣や施設見学、大規模災害に備えた避難の仕方に関する防災学習会なども積極的に行っている。 3 利用者サービスの向上 センターの年間事業計画を年度前に利用団体に周知し、円滑かつ効率的に施設を利用できるように利用調整を行っている。また、利用者からの苦情・要望について、迅速な対応に努めるとともに、聴覚障害の特性を理解し当事者の立場からきめ細やかに対応するなど、利用者へのサービスの向上に取り組んでいる。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	1 運営経費の比較 経費面は直営と比較して、令和元年度で18,004千円の節減となっており、指定管理者制度を継続する方が有利であると考えられる。 2 事業の実施内容 上記のとおり、利用者サービスの向上が図られている。 上記1及び2から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	当該施設の主たる利用者である聴覚障害者で組織されている団体であり、聴覚障害の特性を十分理解し、利用者の様々なニーズに適切に応える施設管理が期待できる。 また、平成18年度から当該施設の指定管理者として管理実績があり、包括協定の仕様書に定められた事業が適切に実施されており、今後も適切な管理及び事業の実施が期待できる。 さらに、手話通訳士を複数有する専門性の高い団体は協会以外になく、また、協会は、県の施策と一体的に聴覚障害者の福祉向上のための事業を行っており、施設の有効利用がより図られる。 上記から、今後も、非公募で引き続き、現委託先を指定管理者とすることが適当である。